



審がその主文において科料千円と表示したのは既に説示したように本件二個の賭博罪に対して各別に量定した二個の科料刑を一括的に表示したものでありかかる主文の表示方法の適法なこと亦右に説明したところである。尤もこの点において罰金の表示方法の適法なことも亦右に説明したところである。尤もこの点において罰金の表示方法を併科する場合でも右の規定に制約され科料千円とすることは場合の如何の科料刑を併科する場ではないかとの疑念が一応ないわけではないが右の制限は一併その科料刑を量定する場合の制限と解するのを相当とし数个の科料刑が量定されるその併科が認められる以上その科料の合計額が右の制限を越ゆるに到る場合のあることは固より法の予想するところといふべきであり従つて主文においてこれを一括した結果右の制限を越ゆる表示がなされても違法といえないとせねばならない。但し原判決の主文の刑の表示は違法といえないにしてもその理由を理解する迄は一併その表示自体右の制限を無視したような疑念抱かせる虞があるので技術的には穩当でなかつたといえるであろう。

更に進んで夫々科料に処すべき併合罪の量刑に當つては刑法第四十八条第二項の場合と同様に即ちその数罪に対して一個の科料刑を量定することは許されないのその主文における表示方法は別としてもその理由の説示においては各事実毎に各別にその刑を量定したことが明白に示されておらねばならぬことは当然のことであるが原判決の理由に為いては単に被告人等の行為に対し論旨摘録の法条が適用してある丈で何れの事実にどの程度の量刑をしたかが明示されておらずその理由説示として不十分であるとの護を免れ得ないが本件各事実の態様その他一切の記録にあらわされた事情を考慮しても各被告人の各事実に對する量刑に差等を附さねばならぬと思われる節がないので原審は各被告人の各事実に對し夫々科料五百円と量刑したことは窺い得られぬこともないから右の理由説示の瑕疵は未だ原判決を破棄する程度理由不備ともなし難いのである。

弁護人の控訴趣意について

本件犯行の態様に徴し論旨所論の事情を考慮しても到底原審の量刑が重きに過ぎるものとはなし得ない。

その他原判決を破棄せねばならぬ瑕疵がないので本件各控訴は何れも理由のないものとして刑事訴訟法第三百九十六条に則つて夫々これを棄却すべきものと認めて主文の通り判決する。

(裁判長判事 河野重貞 判事 山田市平 判事 小沢三朗)